

【新型コロナウイルス感染症】

長崎県緊急事態宣言が発令されたことに伴う市長メッセージ

～市民の皆様へ、ご協力のお願い～

8月19日、長崎県下全域に県独自の緊急事態宣言が発令されました。緊急事態宣言期間は、8月19日（木）～9月6日（月）までとなっております。

これは、県下に感染者が多発したことにより、発せられたものであり、南島原市民の感染も7月から12例確認されております。

これまでにない規模・速度で感染が拡大しております。

市民の皆様には、一人ひとりが強い危機感をもって、感染予防に努めていただくとともに、下記の行動には注意を払っていただきますようお願いいたします。

- ① こまめな手洗い、うがいやマスクの着用など、熱中症に注意しながら実践に努めてください。
- ② 不要不急の県外との往来自粛、外出自粛、家族以外との会食自粛、人との接触を極力減らしてください。
- ③ 家庭内でもできる限りの感染防止対策に努めてください。

新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性があります。噂や不確かな情報に惑わされず、感染された方やそのご家族、医療関係者などへの偏見や差別、誹謗、中傷などにつながらないよう、関係機関が発信する正確な情報に基づいた、冷静な判断と行動を心がけてください。

なお、県の緊急事態宣言期間中は、市のイベント・事業等を原則として中止、又市役所などを除く公共施設は原則休館することにしましたので、ご了承くださいますようお願いいたします。

令和3年8月19日

南島原市長 松本 政博